

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 7 年 11 月 26 日

今治市監査委員 木原盛展

同 永井隆文

監査対象機関	監査結果報告書の日付
上下水道部 上下水道政策局 水道総務課、水道工務課、今治事業所、 玉川事業所、菊間事業所、 越智諸島事業所、関前事業所	令和 7 年 4 月 7 日
(監査の結果) (指摘) 地方公営企業法施行令第 22 条の 4 に規定されている出納取扱金融機関等に対する検査の実績が見受けられなかつたため、適切に実施されたい。 なお、検査後に、実施状況を再度報告されたい。	
(措置の内容) 【令和 7 年 4 月 25 日 上総第 144 号 報告分】 (指摘) 出納室が行う出納取扱金融機関等に対する検査の実施に合わせて検査を実施するようにします。今年度は 10 月頃に検査を行う予定で、検査後は実施状況を報告します。	
(措置の内容) 【令和 7 年 11 月 11 日 上総第 973 号 報告分】 (指摘) 令和 7 年 10 月、地方公営企業法施行令第 22 条の 4 に規定されている出納取扱金融機関等に対する検査を行いました。	